

○標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
(略)	九 准看護 師養成所 の教員の 養成若し くは研修 又は看護 に関する 養成若し くは研修 に関する 事務をつ かさどる 官職の職 務	(略)	自衛隊地区病 院	(略)	自衛隊地区病院 においてこの項 第一項の事務を 行う官職の属す る職務上の段階	(略)	教官
(略)	職務の種類	(略)	部局又は機関 等	(略)	職務の種類	(略)	部局又は機関 等
(略)	職務の種類	(略)	職制上の段階	(略)	職務の種類	(略)	職制上の段階
(略)	標準的な官 職	(略)	職	(略)	標準的な官 職	(略)	職

(略)	九 看護師 養成所若 しくは准 看護師養 成所の教 員の養成 若しくは 研修又は 看護に関 する養成 若しくは 研修に関 する事務 をつかさ どる官職 の職務	(略)	防衛医科大学 校及び自衛隊 地区病院	(略)	この項第二欄に 掲げる部局又は 機関等において この項第一項の 事務を行う官職 の属する職務上 の段階	(略)	教官
(略)	職務の種類	(略)	部局又は機関 等	(略)	職務の種類	(略)	部局又は機関 等
(略)	職務の種類	(略)	職制上の段階	(略)	職務の種類	(略)	職制上の段階
(略)	標準的な官 職	(略)	職	(略)	標準的な官 職	(略)	職

[